

令和8年度島田産業まつりワークショップイベント出展者募集要項

1. ワークショップイベント開催概要

産業まつりの会場内（本通エリア）にワークショップブースを設ける。

ワークショップ出展事業者は開催時間の一部を使い、ワークショップを特設エリアにて実施し、事業者と市民との交流を促進し、産業振興及び地域コミュニティの活性化を図る。

（1）日時及び会場

日時：令和8年11月14日（土）午前9:30～午後3:00

11月15日（日）午前9:30～午後3:00

会場：島田市本通り会場 ワークショップ特設エリア

2. 出展資格

（1）島田産業まつりに出展する事業者・団体

（2）その他資格等は産業まつり出展者に対する要件に準じます。

（3）この募集要項に定める各規定を順守することができる方。

3. 出展条件

（1）ワークショップブースは最大2テントです。1テントあたり、間口5.46m、奥行3.64m。

（2）出展時間は1コマ30分間とし、1申込者につき最大2時間とします。（入替え・準備片付け含む）

※申込み状況により、出展時間を調整する場合があります。

（3）ワークショップ参加者の事前募集等を行う場合は、申込者が行うこと。

実行委員会は、ホームページ及びチラシ等にて各ワークショップの周知を行います。

（4）ワークショップで使用する備品等は、申込者で準備すること。

4. 出展料等

（1）出 展 料 無 料

（2）実施準備費用 申込者の自己負担（ワークショップ実施にかかる資器材の準備費等）

（3）そ の 他 雨天等により開催が中止となった場合でも、申込者の実施準備に要した費用など、実行委員会は一切の負担を負いません。

5. 申込方法

出展を希望される方は、募集要項及び注意事項をよく読み、以下の方法によりお申し込みください。

関係官庁に申込情報を提出しますので、申込期限を遵守してください。

（1）申込方法

ア LoGo フォーム（電子申請）：<https://logoform.jp/form/imZT/1145058>

イ 以下の窓口へ持参または郵送 ※FAX 不可

（ア）申込先

〒427-8501 島田市中央町1-1 島田産業まつり実行委員会（島田市商工課）

（イ）提出書類

ワークショップイベント出展申込書

(2) 申込期限

令和8年9月18日（金）午後5：00 まで

6. 物品・飲食物等の提供・販売について

ワークショップ特設エリアにおける、物品・飲食物等の提供・販売は禁止します。

※ワークショップ実施に伴う費用（材料費等）を参加料として徴収することは可能です。

7. 火気使用・電気使用・水道使用・について

(1) 火気・電気・水道の使用について

火気の使用は原則禁止します。

電気・水道を使用される方は、申請書にご記入ください。

電気使用にかかる発電機は、事務局にて用意します。

8. その他

- (1) 出展内容が申込内容と著しく異なる場合、公序良俗に反する場合、その他主催者が適切でないと認めた場合は、開催期間中であっても出展を停止する場合があります。
- (2) 商品や備品については各自が責任を持って管理してください。（備品等の盗難、破損など主催者では責任を負いません。）
- (3) 出展者が会場で提供したサービス等に関する、苦情・トラブル等は出展団体の責任で解決してください。また、サービス提供中に来場者に対しけがを負わせるなどの事故が発生した場合、実行委員会では一切責任を負いかねます。

遵守事項

出展にあたっては、次の事項を遵守してください。

- (1) 出展には現場責任者が必ず従事し、常駐すること。
- (2) 当日責任者に、団体の構成員でないものを指定する等「名義貸し」行為をしないでください。
- (3) 出展内容、活動について実行委員会から指示があった場合これに従うこと。
- (4) 実行委員会への申込みと異なる出展を行わないこと。
- (5) 出展に必要な、安全対策・衛生対策を行うこと。
- (6) 各自の備品・商品について責任を持って管理すること。
- (7) 準備（搬入・搬出）に関する時間を守ること。
- (8) 発生したゴミは持ち帰ること。
- (9) 出展申込書に虚偽記載等を行わないこと。

【問合せ・申込み】

〒427-8501 島田市中央町 1-1 島田産業まつり実行委員会（島田市商工課）

TEL：0547-36-7146